



2019年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社ランドコンピュータ
代表者名 代表取締役社長 福島嘉章
(コード番号：3924 東証市場第一部)
問合せ先 執行役員経営管理本部長 奥野文俊
(TEL) 03 (5232) 3046

取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を2019年6月25日開催予定の第49期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 役員報酬制度見直しの目的

当社は、最新のITを探究し、お客様のビジネスと社会全体の発展に大きく貢献するR&Dという使命を担う、独立系システムインテグレータとして、基幹業務システムを中心に、受託開発の実績を重ねて参りました。

そして、今後の更なる発展に向けて、開発要員の積極的な採用と成長力の高い事業ドメインの開拓を推進しております。こうした状況を鑑みて、取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬制度について、今後の役割・責任に見合った報酬にするとともに、株主の皆様との一層の価値共有を通じた当社の中長期的企業価値の更なる向上を実現するため、既存の取締役報酬額の増額に加えて、本制度を導入することといたしました。

なお、当社の取締役の報酬等は、1990年8月14日開催の第20期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額100百万円以内と決議いただいております。また、2008年6月27日開催の第38期定時株主総会において取締役報酬とは別枠で役員賞与を各事業年度の営業利益の5%を限度として支給することを決議いただいておりますが、上記の目的を実現するため、当社の取締役の報酬等の額について年額200百万円以内（うち社外取締役年額10百万円以内）にするとともに、既存の賞与に関する報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対し、本制度に係る報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円を上限といたしますが、既存の賞与に関する報酬枠の範囲内にて支給することといたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年20,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式

の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上